

贈与税の算定方法

【暦年課税】

直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その贈与の年の1月1日において20歳以上の者に限る）については、その贈与財産を「特例贈与財産」とし、特例税率を用いて贈与税の計算をする。それ以外の財産の贈与については「一般贈与財産」とし、一般税率を用いて贈与税の計算をする。

1. 贈与税額（暦年課税）＝基礎控除後の課税価格×税率－控除額

2. 贈与税（暦年課税）の速算表

<特例贈与財産用>

基礎控除後の課税価格	特例税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超400万円以下	15%	10万円
400万円超600万円以下	20%	30万円
600万円超1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

<一般贈与財産用>

基礎控除後の課税価格	一般税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超300万円以下	15%	10万円
300万円超400万円以下	20%	25万円
400万円超600万円以下	30%	65万円
600万円超1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超1,500万円以下	45%	175万円
1,500万円超3,000万円以下	50%	250万円
3,000万円超	55%	400万円

3. 暦年課税の注意点

- 基礎控除

110万円

- 配偶者控除

婚姻期間20年以上の夫婦が、居住用不動産やその資金を配偶者に贈与するとき2,000万円（別途不動産取得税等はかかる）

- その他

贈与税の非課税財産、みなし贈与財産に注意

個人が法人から贈与を受けた場合は所得税の一時所得等となる

【相続時精算課税制度】

一定の要件に該当する贈与の場合には暦年課税に換え、相続時精算課税制度を選択することができる。これは、贈与時にその贈与財産に対する贈与税を一旦納め、その後の相続時に改めて課税し直し、税額を精算する制度である。

1. 適用要件等

贈与者	60歳以上の親、祖父母
受贈者	20歳以上の推定相続人である子（代襲相続人を含む）及び孫
適用財産	贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない
特別控除額	2,500万円 （前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した特別控除額を控除した残額となる）
税額の計算	（贈与財産の価額－特別控除額）×20%

2. 相続時精算課税についての注意点

贈与税の申告期限までに「相続時精算課税選択届出書」を提出する。この届出書は撤回することができないので、制度を選択しようとする場合は十分な検討を要する。

【贈与税の注意点】

- 住宅取得資金の非課税制度については、平成26年12月31日までの時限立法。平成27年以降につきましては、税務署または税理士へおたずねください。
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予、免除の特例あり。
- 直系尊属から30歳未満の者への教育資金の一括贈与で一定の手続きをしたものについては、1,500万円（学校等以外の者に支払われる場合は500万円）までの贈与税の非課税制度がある。